

避難所運営モデル事業取組報告書

平成26年3月
津市危機管理部

目次

| | |
|----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 避難所運営について | |
| 1 避難所運営の基本方針 | 2 |
| 2 避難所運営の組織体制 | 4 |
| 3 避難所運営の取組 | 5 |
| 第2章 避難所運営マニュアルの作成について | |
| 1 避難所運営マニュアルとは | 6 |
| 2 避難所運営マニュアルの作成方法 | 7 |
| 3 避難所運営訓練の実施と避難所運営マニュアルの検証 | 8 |
| 第3章 モデル地区での取組について（事例紹介） | |
| 1 栗真小川町自主防災会 | 9 |
| 2 千里ヶ丘地区自治会連合会 | 14 |
| 第4章 関連資料 | |
| 津市避難所一覧 | 20 |
| おわりに | 29 |

はじめに

東日本大震災における各地の避難所では、生活環境等の変化により、被災者の心身機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が問題になりました。さらに、男女共同参画の視点の欠如による女性のプライバシーに係る問題や、多くの高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の災害時要援護者で被災された方々が、避難所施設の不便さや他の避難者との関係等から、避難所にいることができず、自宅での生活を余儀なくされるなどの問題点がありました。

また、ライフラインが途絶し、食料等が不足する中、支援物資の到着や分配に係る情報など必要な情報が在宅の避難者には知らされず、支援物資が在宅の避難者に行き渡らなかったことも報告されています。

避難所運営については、こうした東日本大震災の課題を踏まえ、避難所における良好な生活環境を確保するためにも、地域の方々を中心として、施設管理者や行政担当者を加え、避難者自らが何らかの役割を持ち、自主的な運営を行うことが重要です。さらに、避難所運営に様々な立場の声を反映させるためにも、障がい者等の災害時要援護者や女性が運営に加わることで、より円滑な避難所運営が行われることとなります。

本書では、地震を始めとする大規模災害発生時における避難所運営の組織づくりからその取組等について、モデル地区での取組事例等を紹介するとともに、避難所運営マニュアルの作成と避難所運営訓練の実施についても具体的に説明し、避難所運営体制の構築までの過程を示しておりますので、各地域における避難所運営の取組の参考にしていただきたいと思います。

第1章 避難所運営について

1 避難所運営の基本方針

大規模災害時において、避難所は、在宅被災者の支援も含めた地域のコミュニティの場であり、原則として地域住民による自主運営とし、施設管理者及び行政担当者と連携して避難所運営を行います。

避難所運営においては、障がい者や高齢者、妊産婦等の災害時要援護者への意識を共有し、必要となる支援や生活環境の確保などの個別的な対応とともに、地域の人口構成や今後の人口構成の見通しといったそれぞれの地域の実情を踏まえた全体的な対応も検討します。

また、避難所運営に女性の視点を取り入れるためにも、積極的な女性の参画を促すとともに、災害発生直後、市から物資等が到着しない場合に備え、避難所周辺の商店などからの調達、避難者や周辺住民からの供出を検討するなど、自主的な避難所運営を目指します。

(1) 基本的な考え方

避難所運営は、従来、市の職員によって運営を行っていましたが、阪神・淡路大震災では、行政主体の避難所運営は難しいことが分かりました。

また、東日本大震災においては、被災した範囲が大きく津波による被害が甚大であったため、行政が素早く動くことが困難でした。

これらの教訓から、大規模かつ突発的な災害に際しては、誰がどんな状況で避難所に到着しても、円滑に避難所運営が行えるように、地域の自主防災組織等を中心とした避難者自らによる避難所運営体制を確立しておくことが重要になります。

(2) 避難所の機能

災害発生直後は、生命の安全確保が最優先され、災害が収まると、家屋の被害や、電気・ガス・水道などのライフラインの機能低下により生活できなくなった被災者に対して、生活場所の提供を始め、水・食料・生活必需品の配布による生活支援を行います。



※簡易トイレの使用方法的説明

さらに避難所生活が継続した場合、健康の確保や衛生的環境の提供、各種支援情報の提供、コミュニティ支援などが重要な機能になってきます。

また、これらの支援は一時的なものであり、支援が過剰となると避難所からの自立が困難となり、被災者の生活再建の足かせにもなりかねません。避難者は支援の受け手ではなく、お互い助け合い、自ら避難所運営に参加して初めて避難所の機能が発揮できることを避難者に理解してもらうことが必要です。

(3) 災害時要援護者への対応

避難所運営においては、障がい者や高齢者、妊産婦等の災害時要援護者に対し、必要となる支援や生活環境の確保など、特に配慮した対応ができる体制づくりが必要です。

そのためには、地域において日頃からこのような人との交流を図っておくことが重要で、その人がどのような日常生活を送っているか、普段から何を必要としているかなどを理解しておくことにより、災害時要援護者の人が避難所生活を安心して過ごせるよう配慮することができます。

また、避難所生活では、環境の変化に対応できずに、普段はできていた身の回りのことができなくなったり、周りの状況が正しく理解できずに混乱してしまうなど、精神的に不安になってしまう場合もあることから、声かけなどのちょっとした配慮で、本人を含め家族や周囲の負担が軽減できます。

災害時要援護者の身体及び精神の状態によっては、例えば、小学校で空教室等を確保することができれば、介護者とともに移動してもらうことが可能ですし、場合によっては、障がい者や高齢者を専門的に支援できる福祉避難所への移動を検討する必要があります。

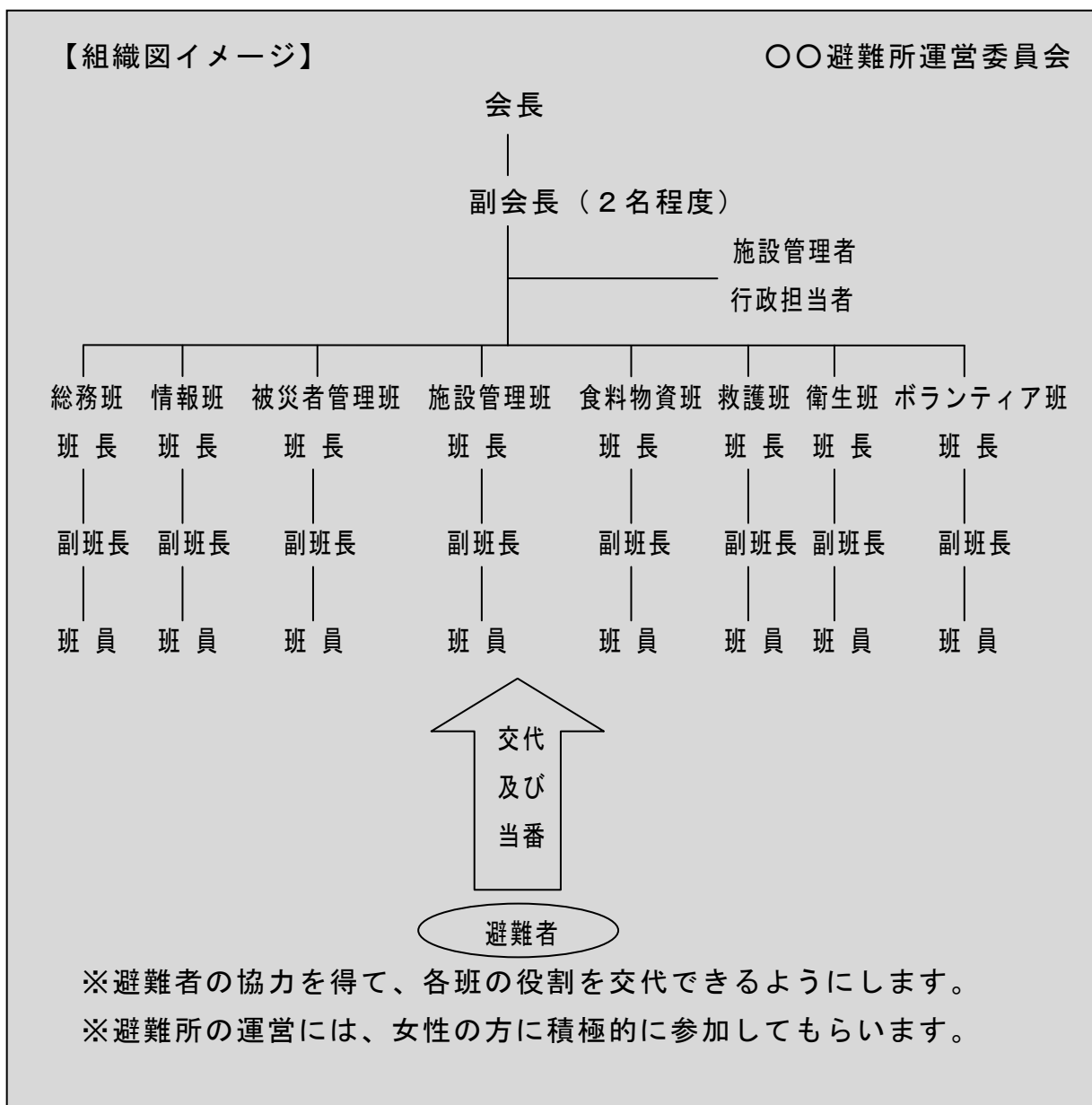


2 避難所運営の組織体制

避難所運営は、避難者の協力を得て、自主防災組織、施設管理者、行政担当者等により避難所運営委員会を設置して行います。

避難所運営委員会は災害時に組織するだけでなく、平常時から組織し、災害時に避難所運営が円滑に行える体制を築いておくことが重要です。

避難所運営委員会の組織編成は、近隣の自主防災組織等を中心として、会長1名、副会長2名程度の下に、総務班、情報班、被災者管理班、施設管理班、食料物資班、救護班、衛生班、ボランティア班などを組織し、各班には班長、副班長を置きます。



3 避難所運営の取組

大規模災害時の避難所運営を円滑に行うためにも、平常時から体制を築き、避難所運営委員会の構成員を中心として、避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練等を行う必要があります。

(1) 平常時の取組

避難所運営委員会の規約を定め、構成員を選出し、避難所運営委員会名簿を作成します。運営委員会の構成員で、各避難所の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成するとともに、各班の活動内容を各班員が理解しておくことが必要です。

また、避難所として使用できる部屋、使用できない部屋、また使用できる設備などを施設管理者とあらかじめ協議して確認しておくとともに、防災資機材等の備蓄状況や取扱い方法を確認します。

(2) 訓練の実施

避難所運営を円滑に行うために、各種訓練を計画的に実施します。訓練の内容としては、資機材取扱い訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練、物資等配給訓練、避難所開設訓練、宿泊体験訓練などがあります。

また、作成した避難所運営マニュアルが、災害時の避難所運営において、円滑に運用できるか確かめるためにも、実際の避難所を使用して、避難所の開設から運営までの一連の流れを確認する訓練も必要です。

さらに、大規模災害時には誰もが避難所に到着できるとは限らないので、誰が入れ替わっても、各班が機能し、円滑な避難所運営ができるようにしておくことも必要です。

(3) 訓練の検証及び避難所運営マニュアルの見直し

避難所運営訓練を実施する中で、実際の避難所である小学校の体育館等を使用することで分かってきたことが、作成した避難所運営マニュアルの内容と相違があるときや訂正すべき内容があるときには、訓練後に検証を行い、避難所運営マニュアルを見直します。

訓練後の検証では、訓練の進行過程に問題があったのか、あるいは作成した避難所運営マニュアルに訂正が必要なのかを各班員の意見を聞きながら検討します。

第2章 避難所運営マニュアルの作成について

1 避難所運営マニュアルとは

避難所運営マニュアルとは、各地域の実情や避難所となる施設の状況に応じて作成すべきもので、避難所を利用するすべての方々に知っておいていただきたい基本原則を示したものです。

(1) 避難所運営マニュアルの目的

避難所運営マニュアルを作成する目的は、「大規模な災害が発生した場合、誰がどんな状況で避難所に到着しても、混乱なく避難所を運営するための手順を示すこと」です。

また、平常時においては、「地域住民自らが避難所運営の取組を行う際の手引書」となるものです。

(2) 避難所運営マニュアルの構成

避難所運営マニュアルの読み手は、各地域の住民になりますので、記載内容については、読み手が十分に実施すべき業務内容を理解できるような構成にしなければなりません。

避難所運営の中枢部を担う人は、自主防災組織や自治会の代表者が選ばれることが多く、担当する業務も避難所全体に関わる内容で、難しい判断を必要とする場面が想定されます。そのため、避難所運営マニュアルの内容も、業務の全体像が理解でき、様々な条件において、判断する際の参考になるような詳しい記載内容が必要です。

一方、各班の班員は、各業務の担当期間も短く、作業についても難しい判断を要することが少ないため、避難所運営マニュアルへの記載内容を最低限度にとどめ、各班の業務に関する部分が容易に見つかり、短時間で目を通すことができるような記載が必要です。

また、避難所運営マニュアルには読み手が誰になるかという観点に加え、発生からの時間の経過に伴う視点も必要となります。災害発生直後の避難所開設から避難所閉鎖までの間を、**初動期**（災害発生直後～24時間）、**展開期**（災害発生24時間目～概ね3週間）、**安定期**（概ね災害発生から3週間目以降）、**撤収期**（ライフライン回復以降）として、時系列に応じて業務内容を構成することも必要となります。

2 避難所運営マニュアルの作成方法

避難所運営マニュアルの作成にあたっては、平成25年1月策定の「津市避難所運営マニュアル」を参考にし、地域の実情や避難所となる施設の状況に応じて作成します。

(1) 使用できる部屋及び備蓄品の確認

避難所となる小学校の体育館を始めとする施設について、あらかじめ施設管理者である小学校の校長先生や教頭先生等と協議し、避難所開設の際に、使用できる部屋、使用できない部屋を確認しておきます。使用できると確認できた部屋については、その用途を決定し避難所運営マニュアルに記入します。

また、各避難所で保管する備蓄品を確認し、避難所運営マニュアルに備蓄品の一覧表を加え、避難所運営訓練の中で、防災資機材等の取扱い訓練を行います。

(2) 避難所開設の具体的な手順の確認

避難所の開設手順については、避難所運営の中枢部を担う自主防災組織や自治会の代表者と施設管理者で協議し、より具体的な手順として、誰がどんな状況で避難所に到着しても、理解できるように避難所運営マニュアルに記載します。マニュアルに沿って避難所の開設準備が整ったら、その後は各班の役割等を確認しながら、今後の作業手順を進めます。

(3) 各班別の行動マニュアルについて

「津市避難所運営マニュアル」を参考に、あらかじめいくつかの行動班を編成します。各班別に避難所での役割を考え、各避難所の設備や状況に応じて、各班が避難所すべきことを、わかりやすい表現でマニュアルに記載します。

また、避難所での生活ルールやペットの取扱いなど、あらかじめ決めておくことが可能なことについて協議し、避難所運営マニュアルに記載するとともに、災害時にすぐ貼り出しができるよう準備しておきます。

3 避難所運営訓練の実施と避難所運営マニュアルの検証

初めて避難所運営を考える中では、なかなか避難所の状況が想像しにくいことから、避難所運営ゲーム（HUG）を実施することで、災害時の避難所の状況がよく理解できます。

また、地域で避難所運営マニュアルを作成した後に、作成したマニュアルで、実際に避難所の運営が円滑に行えるかどうかを検証するためにも、避難所である小学校の体育館等を使用した避難所運営訓練を実施する必要があります。

(1) 避難所運営ゲーム（HUG）

避難所運営ゲームは、避難所運営をみんなで考えるための一つのアプローチとして静岡県が開発したものです。避難者の年齢や性別、国籍など、それぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

参加者は、このゲームを通して、災害時要援護者に配慮した部屋割り、炊き出し場や仮設トイレの配置など、意見を出し合いながらゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができ、避難所運営の導入の研修としては非常に有効なものです。

(2) 避難所運営訓練

地域で避難所運営マニュアルを作成後、作成したマニュアルを基に避難所の開設から運営までの一連の流れを確認する訓練を実施する必要があります。実際に、地域住民の方に避難者として避難所まで来てもらい、作成したマニュアルどおりに各班が活動し、避難所が正常に運営できるかどうかを検証することが重要となります。訓練後は、訓練に参加した地域住民を加え、各班でマニュアルの見直すべきところや書き加える内容など、意見を交換します。

このように、避難所運営訓練と避難所運営マニュアルの検証・改善を重ねることで、災害時に円滑に機能する避難所運営マニュアルを作成し、地域の実情に応じたより良い避難所運営体制を構築することができます。

第3章 モデル地区での取組について（事例紹介）

1 栗真小川町自主防災会

【栗真小川町の概要】

栗真小川町は、伊勢湾から約1.2～1.4kmに位置し、国道23号と横川に挟まれた海拔1～2mの低い地区であり、大規模地震発生時の津波の浸水予測は1～3mとなっています。人口は569人、世帯数が156世帯であり、60才以上の方が200人以上と高齢化が進んでいます。

津波からの避難については、津波浸水予測地域外である「豊野みかんの里」を目標とする住民が多く、道路障害が無ければ15分程で避難することが可能ですが、道路は狭隘で老朽家屋が立ち並んでおり、液状化による被害も心配されています。

栗真小川町では、こうした状況のなか、これまでに津波避難訓練を繰り返して行ってきましたが、平成25年度に津市が行う避難所運営モデル事業に参画し、これまで特に取り組んでこなかった避難所運営について、栗真小学校を避難所とする避難所運営体制の構築と避難所運営マニュアルの作成に取り組み、栗真小川町の防災意識の向上と災害対応力の強化を目指しました。

なお、このモデル事業は、平成25年10月から実施しました。

【第1回目】10月19日（土） 場所：栗真小学校

事業を始めるにあたり、改めて避難所運営モデル事業の説明をしました。

その後、避難所運営ゲーム（HUG）を6班に分かれて行いました。

避難所運営の取り組みについては、ほとんどの方が経験がなかったので、災害時の避難所がどんな状況になるのかということ想像する上で、避難所運営ゲームは非常に参考になりました。

避難所運営ゲーム後の意見交換では、

- 避難者の振り分けが難しかった。
 - 外国人の避難者への対応をどうするか。
 - ペットの持ち込みに対しては。
- など、様々な課題に対して、みんなで対応方法を話し合いました。



※避難所運営ゲーム（HUG）のようすです。

【第2回目】 11月16日（土） 場所：栗真小学校

まず最初に、避難所運営の基本的な部分を共有するために、「津市避難所運営マニュアル」の説明をしました。その後、前回の避難所運営ゲームで、各自が災害時の避難所をイメージできたので、今回は実際の避難所である栗真小学校で起こり得る事態を想像し、各班に分かれてそれぞれの役割を考えました。

（総務班）

- 避難所の鍵は誰が開けるのか。
- ⇒避難所の開設方法を示す具体的なマニュアルが必要。
- 災害時は人材が不足するのでは。
- ⇒住民の中で技術を有する人などを事前に把握し、各班員として協力してもらおう。



※各班に分かれて、避難所での役割を考えました。

（情報班）

- 安否情報、安否確認への対応は。
- ⇒避難者名簿を整理し、問い合わせに対して本人同意のもと対応する。
- 情報の発信方法は。
- ⇒掲示場所を決め、生活ルールや物資の配給情報等を掲示板で周知する。

（被災者管理班）

- 用紙や筆記用具が足りないのでは。
- ⇒事前に避難者名簿を1,000枚用意し、筆記用具も準備する。
- 在宅避難者の把握はどうするか。
- ⇒在宅の避難者については、自治会の各組別に把握することとし、各組長が人数を報告する。
- 避難者受付で混乱が予想されるのでは。
- ⇒事前に栗真小川町の全世帯に避難者名簿を配布し、あらかじめ記入しておけば、災害時の避難者受付が迅速に行えるので混乱も少ない。

※NO _____

避難者名簿（在宅被災者を含む）

| | | | |
|--|------------|-----------------|---------------|
| 世帯主（代表者）氏名 | | 住所 | |
| 性別 | 男・女 | 年齢 | 才 |
| 電話番号 | | 自治会名 | |
| 入所年月日 | 年 月 日 | 自治会名 | |
| 家屋の被害状況 | 全壊・半壊・一部崩壊 | 断水・停電・ガス停止・電話不通 | |
| 世帯 | 氏名 | 続柄 | 性別 |
| | | | 年齢 |
| | | | 避難状態 |
| | | | 備考 |
| ここに避難した人、在宅の被災者で避難所の支援を希望する人だけ記入してください。 | | | 避難所・在宅・その他（ ） |
| | | | 避難所・在宅・その他（ ） |
| | | | 避難所・在宅・その他（ ） |
| | | | 避難所・在宅・その他（ ） |
| 特別な配慮が必要な方（病气・障がい・アレルギー等）がみえる場合は、氏名とその注意点を教えてください。 | | | |
| 特技や資格をお持ちの場合、氏名と特技・資格の内容をお書きください。 | | | |
| 安否の問い合わせがあった場合、住 | | 登録年月日 | ※ |

※避難者名簿（「津市避難所運営マニュアル」より）

（施設管理班）

○災害発生直後は避難者の混乱が予想される。

⇒栗真小学校の略図を準備しておき、わかりやすい場所に掲示する。そのため、前もってどの部屋を何に活用するかを決めておき、避難所運営マニュアルに明記する。（予定していた部屋が損壊で使用できない場合も考えておく。）

（食料物資班）

○食料物資が不足したときには。

⇒市から物資がすぐに届かないことも想定して、周辺の商店や地域の畑などにあるものを供出してもらうことをあらかじめ話し合っておく。

○アレルギーがある方への対応は。

⇒特定の物品が必要な方には申し出てもらう。また、避難者名簿に情報を記入してもらうことで、災害対策本部への必要な物品の要請が正確にできる。

（救護班・衛生班）

○寝たきりの状態の方への対応は。

⇒医師や看護師の資格を有する方の協力を求めるとともに、呼びかけをする人を交代で配置する。

○避難所のトイレの問題は。

⇒避難所のトイレが使用できないときには、簡易トイレを設置するとともに、使用方法や掃除当番について、あらかじめルールを決めておき、掲示する。

○ごみの処理について。

⇒ごみ置き場を決めておき、避難者が当番制で居住スペース等の清掃を行う。

【第3回目】 12月7日（土） 場所：栗真小学校

栗真小学校の体育館などの施設を利用した避難所運営訓練を行いました。

より実践的な訓練とするため、当日午前9時頃に、東海・東南海・南海地震がほぼ同時に発生し、津波警報が発令されたという状況で、地域住民の方々は災害時要援護者とともに、「豊野みかんの里」への避難を行い、その後、津波警報の解除とともに、本来の避難所である栗真小学校へ避難してきたという設定で訓練を行いました。

避難所運営訓練における各班の動きは以下のとおりでした。

（総務班）

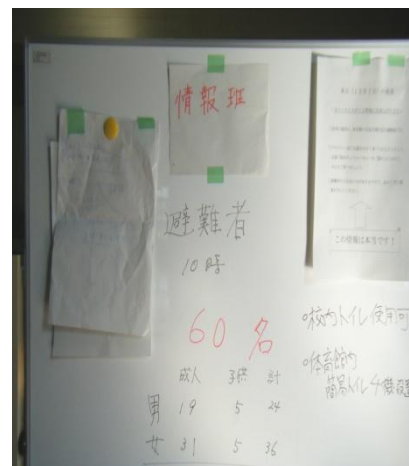
○施設管理班と協力して、体育館を6分割に区切る。（コーンとカラーテープを

使用)

- 避難所運営委員会の本部を設置する。組織表と避難所生活のルールを貼り出す。
- 各班の動きを確認して、人員不足の班には、増員を行うなど調整を図る。

(情報班)

- 施設管理班と協力して、体育館を6分割に区切る。
- 避難所の情報をホワイトボード等に掲示する。



※情報班による各情報の貼り出し

(被災者管理班)

- 避難所の入り口に受付窓口を設置し、避難所の受入れ態勢を整える。(避難者名簿とペンを準備する。)
- 避難者が小学校に到着するので、受付で避難者名簿に記入してもらい、その後避難者を小学校の体育館に誘導する。

(施設管理班)

- 総務班、情報班の協力を得て、体育館を6分割に区切る。(※本来、栗真小学校は、栗真小川町自治会以外にも避難所として利用する自治会があるので、体育館を6分割にして、各自治会ごとに避難してもらおう設定とした。)
- トイレが使用できるかどうかを確認し、使用の可否を貼り紙する。

(食料物資班)

- 防災倉庫から炊き出し釜等の資機材を運び出し、炊き出しの準備をする。

(救護班・衛生班)

- 防災倉庫から簡易トイレを運び出し組み立てる。
- 防災倉庫から救急箱、担架を運び出し、机、椅子、マットを並べて救護所の準備をする。



※炊き出しの準備

【訓練の反省点・感想】

- 参加者全員が簡易トイレの組立てや発電機等の動かし方がわかり良かった。
- 炊き出しのための発電機や炊き出し機器の使用がスムーズにできなかったため、再度炊き出し機器の使用方法について訓練をした方が良い。
- 実災害時には、小学校の避難所運営は訓練どおりに進捗することは難しいので、何度も訓練を重ねていく必要がある。

【第4回目】 1月18日（土） 場所：小川集会所

第3回目の避難所運営訓練を検証し、避難所運営マニュアルを見直しました。
最終的に、栗真小学校避難所運営マニュアル 第1版（平成26年1月作成）
として取りまとめました。

【避難所運営マニュアルについて】

- 避難所運営委員会の運営管理責任者は、自治会の役員等を中心に構成する。
- 各班の構成員は、災害時に避難所に到着した避難者の協力を得て構成する。
- 栗真小学校の玄関のカギを開けるところから具体的な開設手順を示す。
- 栗真小学校の防災備蓄倉庫及び3階倉庫にある防災資機材等の一覧を表示し、各種資機材の取扱いについて訓練を実施していく。
- 「避難所での生活ルール」や「ペットの飼育ルール」をマニュアルの中で明記し、あらかじめ掲示用の貼り紙を準備しておく。



※避難所運営マニュアルの見直し作業

【今後の取組】

- ◆今後も継続的に避難所運営に関する研修会や訓練を実施し、避難所運営マニュアルに修正を加えながら、より円滑に避難所運営が行えるように避難所運営体制の確立を目指します。
- ◆栗真小学校を避難所とする他の自治会や自主防災会全体で、避難所運営について協議し、避難所運営の取組を行う必要があります。
- ◆災害時要援護者に関する研修会を実施し、避難所における災害時要援護者に対する認識を共有し、災害時要援護者に配慮した避難所運営が行えるようにします。

2 千里ヶ丘地区自治会連合会

【千里ヶ丘地区の概要】

3. 1. 1 東日本大震災を目の当たりにし、千里ヶ丘地区自治会連合会では自主防災会連携会議を開催し、大規模災害発生時の対応等について取り組んでいます。平成23年度には沿岸部の自治会も入れて「千里ヶ丘小学校体育館避難所運営マニュアル」を作成しました。

千里ヶ丘地区自治会連合会は、9つの自治会で組織し、約2,500世帯、人口約6,200人で高齢化率は24%です。しかし、団地が開発されてから50年近く経過した千里ヶ丘団地は、若年人口の流出や高齢化が進み、中でも高齢化の最も進んだ自治会では、高齢化率が50%近くになっています。また、国際化の進展に伴い、河芸地域には外国人の登録が多く、特に千里ヶ丘地区には10数か国・200余人が住んでいます。

このような中、平成25年度津市が取り組んでいる避難所運営モデル事業に参画することにより、既存の避難所運営マニュアルの検証を行うとともに、千里ヶ丘地区の自治会間にみられる防災活動への取り組みの温度差の解消と防災意識の向上、地域の連携の強化を目指しました。

なお、このモデル事業は、平成25年11月から5回実施しました。

【第1回目】 11月2日（土） 場所：千里ヶ丘公民館

千里ヶ丘地区の9自治会の代表者が集まり、「津市避難所運営マニュアル」と「千里ヶ丘」「豊が丘」のマニュアルの内容の比較を行いました。「千里ヶ丘」のマニュアルは、「津市」のマニュアルとよく似た内容ですが、「豊が丘」のマニュアルは、初動期の動きが具体的でわかりやすい内容になっていました。

このことから、今回のモデル事業では『大規模な災害発生から3日間程度の初動期の避難所の体制や各運営班の動きについて取りまとめた「避難所初動マニュアル」を作成する』ことを確認しました。



※避難所運営モデル事業第1回目のようすです。

今後の進め方として、9自治会・自主防災会から各5名・計45名が集まり、また施設管理者である学校関係者や行政の避難所要員、災害対策本部河芸支部の職員も参加し、事業を実施することとしました。

【第2回目】 11月30日（土） 場所：河芸公民館

避難所運営ゲーム（HUG）を、6班に分かれて行いました。

HUGが初めての人や経験のある人などたくさんのみなさんに参加していただき、各班とも熱心に取り組みました。

意見交換のときには、

- ペットの対応は？
- 食料の配分の仕方は？
- 沿岸部や国道を通行中の人が入り込んだときの対応は？

などについて、みんなで話し合いました。

その後、大規模災害時の初動期を想定した「千里ヶ丘小学校大規模災害時初動マニュアル(案)」の提示をしました。



※避難所運営ゲーム（HUG）のようすです。（上、下）

【第3回目】 12月8日（日） 場所：千里ヶ丘公民館

「千里ヶ丘小学校避難所大規模災害時初動マニュアル(案)」の検証を行い、

- ①大規模災害発生から避難所開設までの流れ
- ②避難所開設準備に至る手順
- ③避難所運営委員会の組織および班編成
- ④千里ヶ丘小学校の配置

について、話し合いました。

特に、「避難所開設までの流れ」の中では、

- だれが避難所開設を決めるのか。
- 自治会内で災害が発生している場合、自治会長は避難所へ集まらない。

など、いろいろと意見を交わしながら検証を行い、避難所運営委員会の組織や避難所運営が円滑に行える体制づくりを行いました。

津波等の大規模災害時には、自動車を使った避難者が千里ヶ丘方面を目指し殺到することが想定されることから、駐車場の確保について検証する中で「鈴鹿国際大学への一時避難と大学駐車場の活用」を求める意見が出されました。

また、大規模災害時には千里ヶ丘小学校にある備蓄品だけでは不足する事態も想定されるため、各自治会管理の防災備品のリストの作成を依頼しました。

【第4回目】12月15日（日） 場所：千里ヶ丘小学校

千里ヶ丘小学校体育館で避難所運営訓練を行いました。

普段あまり体育館を使ったことがない人が多かったため、最初に「初動マニュアル（案）」をもとに避難所開設までの手順の確認と併せて、施設や設備、備蓄品の場所の確認と点検を行いました。

次に、「施設の安全点検」の方法の確認を行った後、各運営班に分かれて「発電機の設置」や「避難者の受入れ」などの避難所開設準備の訓練を行いました。



※避難所開設までの手順を確認しています。

〔各運営班からの指摘事項〕

（総務班）

- ◎本部に千里ヶ丘地区の地図や河芸地域の大きな地図を準備しておく。
- ◎停電が想定されるので、事前に用紙類は印刷しておく。

（施設管理班）

- ◎アリーナの住民スペースの区切りには、体育館シートを活用する。
- ◎発電機等は定期的に点検し、いつでも使えるように整備しておく。

（被災者管理班）

- ◎受付が混乱せずスムーズに行えるように、「避難者名簿」を簡略化した「受付用カード」を作成する。
- ◎在宅の避難者についても「避難者名簿」を作成し、管理していく。
- ◎「避難者名簿」を利用しやすくするために、自治会別のファイル（冊子）やインデックス等を準備しておく。

（救護班）

- ◎傷病者や要援護者への対応の記録用紙がない。
 - ◎体育館入口へ消毒用アルコールやマスク、手袋等を準備しておく。
- などの意見が出されました。



※「住民への案内」の貼る場所を確認しています。



※体育館シートを敷き、住民スペースを作っています。

また屋外では、市下水道部の職員の指導により、初めて見るマンホールトイレの組み立て方を体験しました。マンホールトイレは、水道が断水したときには、非常に有効な設備です。



※マンホールトイレの組み立て方を体験しています。

【第5回目】 1月12日（日） 場所：千里ヶ丘公民館

第4回目までの検証内容をもとに、

- ①千里ヶ丘小学校避難所 運営マニュアル（大規模災害時）
- ②千里ヶ丘小学校避難所 運営マニュアル（大規模災害時）資料・様式集
- ③千里ヶ丘小学校避難所 初動マニュアル（大規模災害時）

を取りまとめました。

◎平成23年度に作成した「千里ヶ丘小学校体育館避難所運営マニュアル」は、「千里ヶ丘小学校避難所 運営マニュアル（大規模災害時）」と名称を改め、規約も「千里ヶ丘小学校避難所運営委員会規約」と改正しました。



※千里ヶ丘小学校避難所 初動マニュアル（中央）

◎「資料・様式集」は、「規約」とズレがないか確認し、各様式を「津市避難所運営マニュアル」に統一しました。

被災者管理班から要望のあった「受付用カード」として、

- ・様式⑮「避難者受付カード」

救護班から要望のあった傷病者や要援護者への対応の記録用紙として、

- ・様式⑭「傷病者・要援護者カード」

を作成し、「資料・様式集」に追加しました。

◎「初動マニュアル」は、

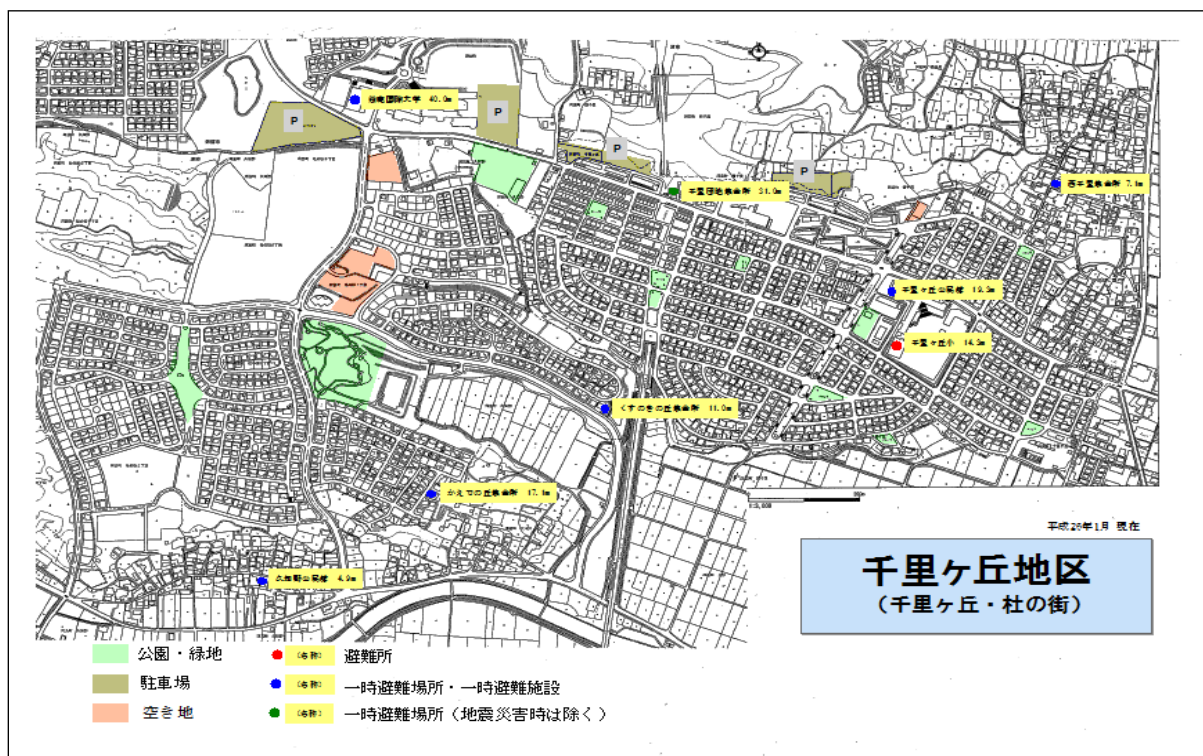
- 「住民への案内」（張り出し用のA0サイズ）や初動マニュアルなどは、事前に必要な部数を作成しておく。
- 各運営班長は、「自治会長」と限定せず「自治会の代表者」とする。
- 各運営班長は、腕章を付ける。また、班員は班別の名札を付ける。
- 「避難者名簿」は、個人情報保護のため避難所運営委員会本部で保管することをマニュアルに明記する。
- 郵便物は受けで、一時保管する。
- 備蓄食料や支援食料が不足し、主食等の炊き出しが必要となった場合は、避難所運営委員会を開催し、炊き出し体制および材料の調達等について協議する。



※各班でマニュアルを検証しています。

などを確認しました。

大規模災害時の駐車場対策として、千里ヶ丘地区全体の地図を用い「公園・緑地」、「駐車場」、「空き地」などについて検討しました。また、鈴鹿国際大学への一時避難と大学駐車場を利用するための交渉が進んでいることの報告がありました。



※千里ヶ丘地区全体の地図（公園緑地、駐車場、空き地などを明示）

【今後の取り組み】

- ◆新年度になれば、自治会や自主防災会は新しい組織体制になることから、毎年新役員への説明を兼ねて、研修会や訓練を継続して実施する。
- ◆今回のモデル事業は、千里ヶ丘地区の人だけで避難所開設の訓練を行ったが、津波等の大規模災害時には、千里ヶ丘小学校を避難目標としている沿岸部の人や近くの工場等の従業員、国道を通っている人などの帰宅困難者が千里ヶ丘方面を目指しやってくる。
次回は、沿岸部のみなさんも一緒に訓練に参加してもらい、より実践に即した避難所の開設訓練や受入れ訓練を行う。
- ◆普段から沿岸部の自治会や工場等の防災担当者と連携を図り、避難所運営体制の充実を図る。
- ◆津波等の大規模災害時には、自動車を使った避難者が千里ヶ丘方面を目指し殺到することが想定されることから、緊急車両や支援物資の輸送の障害にならないように駐車場の確保について引き続き検討する。
- ◆千里ヶ丘地区全体の高齢化率は24%であるが、最も高齢化の進んだ千里ヶ丘団地の自治会では高齢化率が50%近くになっていることから、高齢者などの災害時要援護者対策について検討し、訓練の中に取り組んでいく。
- ◆千里ヶ丘地区の外国人登録は10数か国、200人以上が住んでおり、大規模災害時の外国人避難者の対応として、ポルトガル語や中国語、やさしい日本語等で書かれた張り紙や通訳の確保などについて検討しておく。

第4章 関連資料

避難所運営委員会は、市内の各避難所を基本として組織しますので、以下に市内165ヶ所の避難所を一覧で示します。

○津市避難所一覧

(津地域：66ヶ所)

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|----------------|--------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 1 | 豊が丘小学校 | 高野尾町 3214-1 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 高野尾出張所 | 高野尾町 5417-1 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 高野尾小学校 | 高野尾町 5266-1 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 大里出張所 | 大里睦合町 1292-1 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 大里小学校 | 大里窪田町 1821 | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 豊里中学校 | 大里睦合町 820-1 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 高田短期大学 | 一身田豊野 195 | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 高田中・高等学校 | 一身田町 2843 | ○ | ○ | — |
| 9 | 一身田中学校 | 一身田中野 880-1 | ○ | ○ | — |
| 10 | 一身田公民館(一身田出張所) | 一身田町 293-3 | ○ | ○ | — |
| 11 | 一身田小学校 | 一身田大古曾 355 | ○ | ○ | — |
| 12 | 三重短期大学 | 一身田中野 157 | ○ | ○ | — |
| 13 | 三重県総合文化センター | 一身田上津部田 1234 | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 白塚小学校 | 白塚町 4463 | ○ | ○ | — |
| 15 | 白塚公民館(白塚出張所) | 白塚町 5205 | ○ | ○ | — |
| 16 | 栗真小学校 | 栗真中山町 452 | ○ | ○ | — |
| 17 | 栗真出張所 | 栗真町屋町 836-1 | ○ | ○ | — |
| 18 | 三重県立国児学園 | 栗真町屋町 524 | ○ | ○ | — |
| 19 | 北立誠小学校 | 江戸橋一丁目 30 | ○ | ○ | — |
| 20 | アストプラザ | 羽所町 700 | ○ | ○ | ○ |
| 21 | 橋北中学校 | 桜橋二丁目 38-1 | ○ | ○ | — |
| 22 | 南立誠小学校 | 桜橋二丁目 39 | ○ | ○ | — |

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|----------------------|-------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 23 | 観音寺保育園 | 観音寺町 604-74 | ○ | ○ | ○ |
| 24 | 三重大学教育学部 附属小学校 | 観音寺町 359 | ○ | ○ | ○ |
| 25 | 西が丘小学校 | 長岡町 800-437 | ○ | ○ | ○ |
| 26 | 安東小学校 | 納所町 245 | ○ | ○ | ○ |
| 27 | 安東出張所 | 納所町 249-6 | ○ | ○ | ○ |
| 28 | 橿形市民館 | 分部 262-1 | ○ | ○ | ○ |
| 29 | 橿形出張所 | 分部 1192-1 | ○ | ○ | ○ |
| 30 | 橿形小学校 | 分部 1211-1 | ○ | ○ | ○ |
| 31 | 西郊中学校 | 一色町 219 | ○ | ○ | ○ |
| 32 | 片田小学校 | 片田井戸町 22 | ○ | ○ | ○ |
| 33 | 片田出張所 | 片田井戸町 16-1 | ○ | ○ | ○ |
| 34 | 神戸出張所 | 神戸 739-1 | ○ | ○ | — |
| 35 | 神戸小学校 | 神戸 332-1 | ○ | ○ | — |
| 36 | 津市青少年野外活 動センター体育館 | 神戸 1680-1 | ○ | ○ | ○ |
| 37 | 新町小学校 | 八町三丁目 3-1 | ○ | ○ | ○ |
| 38 | 西橋内中学校 | 東古河町 7-1 | ○ | ○ | — |
| 39 | 養正小学校 | 丸之内養正町 14-1 | ○ | ○ | — |
| 40 | 中央市民館 | 愛宕町 233 | ○ | ○ | — |
| 41 | 贄崎地区防災コ ミュニティセンター | 港町 1-23 | ○ | ○ | — |
| 42 | 高洲町教育集会所 | 高洲町 15-30 | ○ | ○ | — |
| 43 | さくら児童館 | 中河原 2075 | ○ | ○ | — |
| 44 | 東橋内中学校 | 中河原 356-2 | ○ | ○ | — |
| 45 | 敬和小学校 | 中河原 445 | ○ | ○ | — |
| 46 | 敬和公民館 | 寿町 21-22 | ○ | ○ | — |
| 47 | 修成小学校 | 修成町 9-1 | ○ | ○ | — |
| 48 | 三重県立津工業高 等学校 | 半田 534 | ○ | ○ | — |

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|---------------|------------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 49 | 阿漕塚記念館 | 柳山津興 632 | ○ | ○ | — |
| 50 | 三重県立みえ夢学園高等学校 | 柳山津興 1239 | ○ | ○ | — |
| 51 | 育生小学校 | 下弁財町津興 1350 | ○ | ○ | — |
| 52 | 橋南中学校 | 上弁財町津興 2537-4 | ○ | ○ | — |
| 53 | 三重県立龔学校 | 藤方 2304-2 | ○ | ○ | — |
| 54 | 藤水小学校 | 藤方 1627 | ○ | ○ | — |
| 55 | 藤水出張所 | 藤方 1491-2 | ○ | ○ | — |
| 56 | 南が丘小学校 | 垂水 2538-1 | ○ | ○ | ○ |
| 57 | 南が丘中学校 | 垂水 2622-1 | ○ | ○ | ○ |
| 58 | 南郊公民館(高茶屋出張所) | 高茶屋三丁目 25-6 | ○ | ○ | ○ |
| 59 | 高茶屋小学校 | 高茶屋三丁目 1-1 | ○ | ○ | ○ |
| 60 | 南郊中学校 | 高茶屋四丁目 44-1 | ○ | ○ | ○ |
| 61 | 高茶屋市民センター | 高茶屋四丁目 37-59 | ○ | ○ | ○ |
| 62 | 三重県立津高等技術学校 | 高茶屋小森町 1176-2 | ○ | ○ | ○ |
| 63 | 雲出出張所 | 雲出本郷町 1388-1 | ○ | ○ | — |
| 64 | 雲出小学校 | 雲出本郷町 1164 | ○ | ○ | — |
| 65 | 雲出市民センター | 雲出本郷町 1389 | ○ | ○ | — |
| 66 | 雲出市民館 | 雲出島貫町 488-7 | ○ | ○ | — |

(久居地域：15ヶ所)

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|-------|-------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 1 | 久居体育館 | 久居野村町 877-1 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 立成小学校 | 久居野村町 560 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 成美小学校 | 久居新町 737 | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | |
|----|---------------------|-----------------|---|---|---|
| 4 | 久居東中学校 | 久居井戸山町 721-1 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 桃園小学校 | 新家町 1350 | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 久居公民館 | 久居元町 2354 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 三重県立久居農林 高等学校体育館 | 久居東鷹跡町 105 | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 久居中学校 | 久居西鷹跡町 494 | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 三重県立久居高等 学校体育館 | 戸木町 3569-1 | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 栗葉小学校 | 森町 270 | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 久居西中学校 | 久居一色町 940 | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 榊原小学校 | 榊原町 5848 | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 誠之小学校 | 久居西鷹跡町 424 | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 久居総合福祉会館 | 久居東鷹跡町 20-2 | ○ | ○ | ○ |
| 15 | 戸木小学校 | 戸木町 880 | ○ | ○ | ○ |

(河芸地域：7ヶ所)

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|---------|-----------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 1 | 河芸公民館 | 河芸町浜田 742 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 河芸体育館 | 河芸町浜田 774 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 朝陽中学校 | 河芸町上野 2010 | ○ | ○ | — |
| 4 | 豊津小学校 | 河芸町一色 1680 | ○ | ○ | — |
| 5 | 上野小学校 | 河芸町上野 2963 | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 黒田小学校 | 河芸町北黒田 109-1 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 千里ヶ丘小学校 | 河芸町千里ヶ丘 13 | ○ | ○ | ○ |

(芸濃地域：7ヶ所)

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|------------|------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 1 | 芸濃小学校 | 芸濃町棕本 5047 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 芸濃総合文化センター | 芸濃町棕本 6824 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 芸濃中学校 | 芸濃町棕本 5147 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 明小学校 | 芸濃町林 325 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | (旧)安西小学校 | 芸濃町北神山 310 | ○ | ○ | ○ |
| 6 | (旧)雲林院小学校 | 芸濃町雲林院 566 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 錫杖湖水荘 | 芸濃町河内 679 | ○ | ○ | ○ |

(美里地域：5ヶ所)

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|------------|-------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 1 | 美里社会福祉センター | 美里町三郷 46-3 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 長野小学校 | 美里町北長野 1435 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 高宮小学校 | 美里町足坂 585 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 辰水小学校 | 美里町家所 2045 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 美里中学校 | 美里町三郷 84 | ○ | ○ | ○ |

(安濃地域：12ヶ所)

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|-------|--------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 1 | 草生小学校 | 安濃町草生 4209 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 草生公民館 | 安濃町草生 4249-1 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 村主小学校 | 安濃町連部 68 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 村主公民館 | 安濃町連部 69-1 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 安濃小学校 | 安濃町内多 451 | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 安濃公民館 | 安濃町内多 3653 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 明合小学校 | 安濃町栗加 978 | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | |
|----|------------------|------------------|---|---|---|
| 8 | 明合公民館 | 安濃町栗加 978 | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 東観中学校 | 安濃町東観音寺 494-1 | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 安濃中央総合公園 内体育館 | 安濃町田端上野 818 | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 安濃交流会館 | 安濃町東観音寺 51-3 | ○ | ○ | ○ |
| 12 | サンヒルズ安濃 | 安濃町東観音寺 418 | ○ | ○ | ○ |

(香良洲地域：7ヶ所)

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|---------------------------|--------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 1 | 香良洲小学校 | 香良洲町 2190-1 | ○ | ○ | — |
| 2 | 香海中学校 | 香良洲町 128 | ○ | ○ | — |
| 3 | 香良洲公民館 | 香良洲町 1876-1 | ○ | ○ | — |
| 4 | 香良洲歴史資料館 (若桜会館) | 香良洲町 6320 | ○ | ○ | — |
| 5 | たるみ作業所分場 まつぼっくり作業 所 | 香良洲町 5722 | ○ | ○ | — |
| 6 | 香良洲体育館 | 香良洲町 3952-90 | — | ○ | — |
| 7 | サンデルタ香良洲 | 香良洲町 2167 | — | ○ | — |

(一志地域：11ヶ所)

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|-------|-------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 1 | 大井小学校 | 一志町大仰 326 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 川合小学校 | 一志町八太 785-1 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 高岡小学校 | 一志町田尻 353-1 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 波瀬小学校 | 一志町波瀬 2236 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 一志中学校 | 一志町高野 2609 | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | |
|----|--------------------|------------------|---|---|---|
| 6 | 大井公民館 | 一志町大仰 217-1 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | コミュニティプラザ川合（川合公民館） | 一志町八太 1008-1 | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 一志高岡公民館 | 一志町田尻 605-2 | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 波瀬ふれあい会館 | 一志町波瀬 2232-2 | ○ | ○ | ○ |
| 10 | とことめの里一志 | 一志町井関 1792 | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 一志体育館 | 一志町高野 160-728 | ○ | ○ | ○ |

（白山地域：13ヶ所）

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|--------|--------------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 1 | 家城小学校 | 白山町南家城 647 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 家城公民館 | 白山町南家城 851-3 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 元取公民館 | 白山町城立 305 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 大三小学校 | 白山町二本木 296 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 大三公民館 | 白山町二本木 1001-253 | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 白山中学校 | 白山町川口 471-6 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 白山公民館 | 白山町川口 897 | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 川口小学校 | 白山町川口 1991 | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 倭小学校 | 白山町上ノ村 183 | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 倭公民館 | 白山町中ノ村 581 | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 八ッ山小学校 | 白山町八対野 2480 | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 八ッ山公民館 | 白山町八対野 994-1 | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 白山体育館 | 白山町古市 808 | ○ | ○ | ○ |

(美杉地域：22ヶ所)

| 番号 | 避難所 | 所在地 | 避難所開設表示区分 | | |
|----|----------------------|------------------|-----------|----|----|
| | | | 風水害 | 地震 | 津波 |
| 1 | 竹原地域住民センター | 美杉町竹原 2777 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 竹原コミュニティ防災センター | 美杉町竹原 241-1 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 竹原多目的集会所 | 美杉町竹原 2821 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 美杉竹原体育館 | 美杉町竹原 2796 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 美杉総合開発センター | 美杉町八知 5828-1 | ○ | — | — |
| 6 | 美杉中学校 | 美杉町八知 5800 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 太郎生多目的集会所 | 美杉町太郎生 2120 | ○ | ○ | ○ |
| 8 | (旧)太郎生小学校 | 美杉町太郎生 2128-1 | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 伊勢地地域住民センター | 美杉町石名原 1681 | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 伊勢地多目的集会所 | 美杉町石名原 1583 | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 美杉伊勢地体育館 | 美杉町石名原 1581-2 | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 八幡地域住民センター | 美杉町奥津 1288-8 | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 八幡生活改善センター | 美杉町奥津 1294 | ○ | — | — |
| 14 | 美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」 | 美杉町川上 3372 | ○ | ○ | ○ |
| 15 | 美杉高齢者生活福祉センター | 美杉町奥津 929 | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | |
|----|-------------|------------------|---|---|---|
| 16 | 美杉小学校 | 美杉町奥津 1025 | ○ | ○ | ○ |
| 17 | 多気地域住民センター | 美杉町上多気 1031 | ○ | ○ | ○ |
| 18 | 丹生俣多目的集会所 | 美杉町丹生俣 1360-2 | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 美杉多気体育館 | 美杉町上多気 1042-5 | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 下之川地域住民センター | 美杉町下之川 6115 | ○ | ○ | ○ |
| 21 | 下之川生活改善センター | 美杉町下之川 1875 | ○ | ○ | ○ |
| 22 | 美杉下之川体育館 | 美杉町下之川 6098-2 | ○ | ○ | ○ |

おわりに

本報告書では、東日本大震災など過去の災害における避難所生活を踏まえ、被災者自らが体験し、考え、工夫してきた避難所での生活をもとに、被災地での生活を少しでも良いものとするための避難所運営について示しました。

その中には、第1章として運営の基本方針、組織体制及び取組など、避難所の進むべき方向を示し、第2章ではマニュアルの作成方法、その後の訓練やそれによる検証など、具体的な手法について示しました。

第3章では、避難所運営が、より地域の皆様の身近なものとなるようモデル地区での取組を紹介しました。

本報告書の内容を地域で取り組み、実践することにより、災害時の混乱した状況の中でも、支援を必要としている方へ確実に手が差し伸べられ、良好で円滑な避難所運営を行うことができると考えています。

また、より良い避難所生活が送れることにより、避難者、被災者に立ち直るための力と勇気を与え、地域の復旧、復興への足がかりになることができると考えています。

今後は、本報告書を活用し、各避難所において、それぞれの地域の実情に応じた避難所運営マニュアルが早期に策定され、地域を中心とした避難所運営体制が構築されることで、大規模災害発生時においても、すべての避難者がより良い環境の中で生活できることを目指します。

【参考】

- 津市避難所運営マニュアル（平成25年1月）
- 三重県避難所運営マニュアル策定指針（平成25年1月）

避難所運営モデル事業取組報告書

平成26年3月

津市危機管理部防災室

TEL : 059-229-3104

FAX : 059-223-6247

E-MAIL : 229-3104@city.tsu.lg.jp

